

東三河広域連合監査公表第2号

地方自治法第292条において準用する同法第199条第1項及び第4項の規定に基づき執行した財務監査（定例監査）並びに同条第2項の規定に基づき施行した行政監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

令和6年12月25日

東三河広域連合監査委員 古池 弘 人
同 伊 藤 真千子

定例監査等の結果について

第1 監査の対象

収入・支出事務、契約事務、財産管理等財務事務及び所管する個別の事務事業

- (1) 総務部〔総務課〕
- (2) 税務事業部〔徴収課〕
- (3) 住民生活事業部〔消費生活課、旅券センター〕
- (4) 福祉事業部〔介護保険課、監査指導課、障害福祉課〕
- (5) 都市計画事業部〔都市計画課〕
- (6) 会計課
- (7) 議会事務局
- (8) 選挙管理委員会
- (9) 監査委員事務局
- (10) 公平委員会

第2 監査の実施場所及び日程

監査の区分	実施場所	日程
監査委員事務局による予備監査	監査委員事務局執務室ほか	令和6年9月30日～令和6年11月22日
監査委員による監査	監査委員室	令和6年11月25日

第3 監査の方法

東三河広域連合監査基準に準拠して、全ての部局・委員会に対し、共通する収入・支出事務、契約事務、財産管理等財務事務及び所管する個別の事務事業について抽出し、問題点を検証するとともに、事務事業が適正かつ効率的に行われているかどうか、また、経済性が発揮されているかどうかの主眼をおいて監査を実施した。

第4 監査の結果

以上のとおり監査した結果、監査の対象となった事務が重要な点において、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められたものの、1件の指摘事項及び3件の意見が見受けられた。

総務部

《総務課》

指摘事項

1 広告掲載業務について

東三河魅力発信及び転出抑制・人材還流広告掲載業務において、委託業者の実施した業務回数が仕様書に記載されている業務内容を大きく下回る状況にもかかわらず第1回目の支払が行われていた。仕様書どおりに業務が着実に履行されるよう受託者に対し適正に指導されたい。

意見

1 使用料における一者随意契約について

東三河市町村長会議会場使用料において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により一者随意契約しているが、理由書の記載が不十分である。履行可能な者が一者に特定される場合には、誤解を招くことのないよう、その根拠を整理し理由を具体的に記載するなど、随意契約ガイドラインに基づき適切な事務処理に努められたい。

2 委託業務について

東三河ブランド推進事業実施委託業務は、2年連続で一者随意契約を行っている。業務仕様書には、ほの国東三河マルシェin新宿への参加者の交通費及び宿泊代に対する補助が事業費内に含まれているが、業務の妥当性、有効性を検証し事業成果が発揮されるよう効率的な事業推進に努められたい。

福祉事業部

《介護保険課》

意 見

1 委託業務について

家族介護者リフレッシュ事業引換書等作成・送付業務において、受託者の誤りにより差し替え作業が発生し、受託者より原因分析等の報告を受け委託料の支払などについては、口頭にて協議を行ったとしているが、協議書を作成しなかった。協議事項については、書面で行うよう適切な事務処理に努められたい。